

ワシントン条約第 7 条第 6 項に基づく研究施設登録の制度構築に関する検討会議
報告（案）

平成 31 年 4 月 18 日

1. 背景・経緯

経済産業省は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（以下、「条約」という。）の管理当局として、絶滅のおそれがあり保護が必要とされる同条約附属書に掲載される野生動植物につき、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。以下「外為法」という。）に基づく貿易管理（輸出入の承認）を行っている。

条約第 7 条第 6 項では、野生動植物の科学研究を推奨する観点から、政府の管理当局により登録された科学施設間において、非商業目的で、政府が発給・承認したラベルを付した野生動植物の標本（①さく葉標本その他の保存され、乾燥され又は包埋された博物館用の標本、②生きている植物）の贈与や交換等が行われる場合、条約の規制の手続きが免除できる旨規定する。

この免除措置（科学施設登録制度、以下「本制度」という。）の導入に関しては、各締約国が条約の規定より厳しい措置を独自に講じることが条約第 14 条により認められていること等も勘案し、学術研究目的で輸入される貨物の目的外使用や転売等の不正行為防止策の観点から慎重な検討が行われていた。

しかし、我が国が本制度を有しないことによる不利益や事務負担の増大が指摘されるほか、世界では、先進国の大半を含む 72 か国で本制度が導入されている（先進国 31、途上国 39、仏領ニューカレドニア、蘭領キュラソ島）。

このため、野生動植物の科学研究を推進する観点から、輸出入管理や研究機関等の有識者の知見を得つつ、関係省庁とも連携し、本制度導入に向けて必要な検討を行ったところ、以下の方針で制度整備を行うべきとの結論を得た。

2. 対象標本の範囲

本制度による対象標本の範囲は、条約第 7 条第 6 項及びこれに関連する決議 11.15（以下「本件関連決議」という。）の規定に基づく以下のものに限定する。条約が認めない範囲の標本については、本制度は適用しない。

なお、抽出した DNA 試料は、「さく葉標本」や「冷凍された博物館標本」の中に物理的に含まれているため、そこから取り出すことは可能と考えられる。

- ・ さく葉標本（Herbarium Specimens）（例：押し葉標本）
- ・ 保存された博物館用の標本（Preserved Museum Specimens）
（例：個体のホルマリン漬け、アルコール漬け）
- ・ 乾燥させた博物館用の標本（Dried Museum Specimens）

- (例：剥製、昆虫標本、骨格標本)
- ・包埋された博物館用の標本 (Embedded Museum Specimens)
(例：アクリル樹脂封入標本、プレパラート標本)
- ・冷凍された博物館用の標本 (Frozen Museum Specimens) (例：凍結保存されている組織標本)。**ただし、動物標本にあつては血液、精液等を除く。**
- ・生きている植物 (Live Plant Material)
(例：生きた植物個体、生の状態の植物の一部、種子 (果実)、球根、むかご)

(参考) ワシントン条約第 7 条第 6 項

「第 3 条から第 5 条までの規定は、管理当局が発給し又は承認したラベルの付されたさく葉標本その他の保存され、乾燥され又は包埋された博物館用の標本及び当該ラベルの付された生きている植物が、管理当局に登録されている科学者又は科学施設の間で商業的目的以外の目的の下に貸与され、贈与され又は交換される場合には適用しない。」

同 ワシントン条約決議 11.15

「v この免除は、博物館用の冷凍標本、**重複した**さく葉標本、その他第 7 条第 6 項に挙げられている全ての種類の科学標本に適用され、これにはある国で合法的に採取され、非商業的貸与、贈与又は交換を目的として別の国に輸送されるものが含まれる。」

3. 科学施設の登録手続き

本制度の趣旨が、野生動植物の科学研究（分類学及び種の保存に関する研究）の推進であることに鑑み、本件関連決議に定める標本の管理能力を有し、分類学や種の保存に関する学術研究のために野生動植物の標本の非商業的目的での贈与や交換等を行い、標本を用いて研究を行う科学施設を対象とする。

(1) 科学施設の登録申請

①対象となる科学施設

登録対象機関は、申請時点で、分類学や種の保存に関する学術研究のために国内外で野生動植物の標本の贈与や交換等を行い、標本を用いて研究を行っている非商業目的の機関、具体的には、大学法人（国立、公立、私立）、国立研究開発法人、博物館法に基づく登録博物館、博物館相当施設等とする。

登録の単位は科学施設とし、大学院及び大学ならば学部や附属の研究所・動物園・植物園等、博物館ならば館単位とする。

②申請に際し明らかにする具体的項目

申請する科学施設は、本件関連決議に基づき、以下の A から I の項目を申請する（原文は別添 1 参照）。経済産業省は、各項目への適否に対する回答及びその根拠、該当項目を明示した資料の添付を、必要に応じ申請者に求める。

また、科学施設は保有する標本数、人員を含む研究体制、研究予算等を含む概要説明資料（パンフレット等での代替可）を提出し、機関としての本制度への適合性を立証する。

なお、提出書類の内容の真正性を担保するため、申請に際して施設長の宣誓を行う（予め申請書に記載された宣誓に署名捺印する）。

A. 動植物標本の所蔵品及びそれらの附属記録は恒常的に所蔵され、専門の者が管理しているか。

→所蔵する全ての CITES 種標本（以下、「所蔵標本」という。）及び附属記録の保存・管理の方法（保存・管理施設の概要、CITES 種を扱う学芸員の役職氏名を含む）を**管理目録（以下、「目録」という。）**等に記載し、管理施設の概要が把握できる写真を添付する。未分類の所蔵標本は、分類の結果、本制度の対象標本が含まれていることが判明した時点で追記する。目録は各科学施設が保管し、経済産業省から要請があればいつでも提出ないし閲覧に供する。

B. 標本は、他の施設の者を含む、標本を扱うのに適した全ての研究者に利用可能である。

→標本の情報管理の方法、外部の研究者が当該情報にアクセスする方法を記載する。所蔵標本の利用規約等**を提出する**。

C. 全ての追加所蔵品は、恒常的な目録に適切に記録されるか。

→追加された所蔵標本に関する標本 ID、取得日、種の学名、数量、輸出入国、輸出入の時期等を記載する。

D. 他の施設への貸与・譲渡の記録は、恒常的な目録に記録されるか。

→外国の登録科学施設、国内の他施設への貸与・譲渡に関し標本 ID、種の学名、数量、貸出先、貸出時期、返却時期、譲渡時期を記載する。

→目録は毎年度末に経済産業省に提出する。

E. 標本は、主として科学刊行物で報告される研究のために取得されるか。

→当該科学施設の分類学または種の保存に関するこれまでの研究実績（論文発表状況、文部科学省の科研費**等**の助成実績）を記載する。

F. 標本の有効性を保証する方法で標本が作製され、所蔵品が配置されているか。

→標本の作製・整理方法（標本ごとに分類された保管棚の設置等）を記載するとともに、標本室の図面を提出する。

G. 標本ラベル、恒常的な目録及びその他の記録について、正確なデータが保持されるか。

→標本ラベル及び目録等の記載情報の管理方法を記載する。

H. 標本の取得及び所有が、我が国の法律を遵守して行われるか。

→過去に行った所蔵標本の国内外移動及び管理に関する法令順守確認書を提出する。

I. 全ての附属書 I 掲載種の標本は、施設が直接管理しており、研究目的以外の利用を排除しているか。

→附属書 I 掲載種の所蔵標本の保存管理の方法を記載する。

（２）登録の適否の確認及び登録の公表

①登録の適否の確認

登録の適否の確認は、（１）の外形的要件及び登録基準を充足しているか否かを、提出書類及び必要な場合の現状確認により経済産業省において行い、科学当局の助言に基づき行う。

（参考）ワシントン条約決議 11.15

「i 科学施設の登録は、科学当局の助言に基づき、正当と認められる、各締約国の一定の基準を満たしている全ての科学施設が免除の対象となるように行う。」

②有識者の助言

専門的知見を有する有識者の助言を得る必要がある場合は、個別に意見を求める。

③登録の公表

登録が決定した場合、経済産業省はその旨公表するとともに、登録科学施設に対し施設番号を付与する。同時に、ワシントン条約事務局に対し、登録科学施設の名称等を事務局ホームページへ掲載するよう依頼する。

④包括承認

登録された施設からの申請に基づき、輸出及び輸入に関する包括承認を与える。

（３）登録及び包括承認の有効期間及び更新手続き

①有効期間

学術研究に必要な標本の収集には一定の期間を要することに鑑み、**包括承認**の有効期間は3年以内とする。

ただし、標本等の商業利用など、登録科学施設が行った輸出入が本制度の趣旨に明白に違背する場合や、登録科学施設としての年次報告（下記4（1）参照）を怠った場合には、有効期限内でも、一定の手続きを経て登録**及び包括承認**を取消することがある。

②更新手続き

更新手続きは、上記3(2)の登録申請時と同様の文書の提出により行う。更新の審査は、年次報告の内容も考慮しつつ経済産業省が書面審査で行うことを基本とする。

4. 登録科学施設の報告義務

（1）標本移動に関する年次報告

登録科学施設は、所蔵標本の国内外との取引について、標本ID、種の学名、数量、貸出し・譲渡・輸出先（貸出しの場合は返却時期を含む。）を経済産業省が作成する様式に記載し、毎年度末までに経済産業省に報告する。

（2）学術研究実績等に関する報告

登録科学施設は、登録制度を活用して取得した所蔵標本を対象に行った研究実績を、有効期間（**3年**）満了前までに経済産業省に報告する。

報告対象は、実際に公表された論文の写し、掲載サイトのURL等とする。

5. 輸出入に係る手続き

（1）ラベルの様式及び表示内容

登録科学施設は、経済産業省が提示する様式に従い、本件関連決議の必要事項を記載したラベルを自ら作成し、所蔵標本の輸出時によく見える場所に添付する。

このラベルには以下の事項が記載されなければならない。

- ①CITES という略称
- ②標本の種別（さく葉標本、保存・乾燥・包埋された標本、生きた植物の別）
- ③輸出機関の名称及び住所、登録された科学施設の担当者の署名
- ④輸出及び輸入機関のコード

（2）輸出入時の税関の**確認**

税関は、**ラベルの付された貨物について、輸出入申告に基づき確認を行う。**

6. 制度の適正な運用と見直し

（1）本制度の目的外使用を防止するとともに、いかなる行為が本制度の趣旨に反す

るのかを職員に対し明確にするため、科学施設は、経済産業省が策定するモデル規定を参考として、利用規約ないしコンプライアンス規定を策定し、申請時に経済産業省の確認を受ける。

（２）科学施設は、登録申請に際して、施設長及び申請責任者のみならず、実際に所蔵標本を取り扱う取扱者の役職氏名を経済産業省に登録し、当該被登録者が人事異動や退職等でその資格を喪失したり、新たに登録対象となった者を指名した場合には、右事実の発生後速やかに、経済産業省に当該変更内容を通報する。

（３）本制度導入後、実際の運用状況や登録科学施設から寄せられた意見等を勘案し、必要に応じ制度の見直しを検討する。

以　上

ワシントン条約決議 11.15 (抜粋)

vi) the standards for registration of scientific institutions should be as follows: A. collections of animal or plant specimens, and records ancillary to them, permanently housed and professionally curated; B. specimens accessible to all qualified users, including those from other institutions; C. all accessions properly recorded in a permanent catalogue; D. permanent records maintained for loans and transfers to other institutions; E. specimens acquired primarily for purposes of research that is to be reported in scientific publications; F. specimens prepared and collections arranged in a manner that ensures their utility; G. accurate data maintained on specimen labels, permanent catalogues and other records; H. acquisition and possession of specimens accord with the laws of the State in which the scientific institution is located; and I. all specimens of species included in Appendix I permanently and centrally housed under the direct control of the scientific institution, and managed in a manner to preclude the use of such specimens for decoration, trophies or other purposes incompatible with the principles of the Convention;	vi) 科学施設の登録基準は次のとおりとする。 A. 動物又は植物標本のコレクション、及びそれに付随する記録は、恒常的に保管し、専門家が管理する。 B. 他の機関の者も含め、資格を備えた全ての利用者にとって、標本が利用可能である。 C. 全ての追加所蔵品が、恒久的な目録に適切に記録される。 D. 他の施設への貸与及び移動が恒常的な目録に記録される。 E. 主として研究の目的で標本が取得されており、それが科学的な出版物に報告される。 F. その有用性を保証するような方法で標本が作成され、かつ所蔵品が配置される。 G. 標本ラベル、恒常的な目録及びその他の記録について、正確なデータが維持される。 H. 標本の取得並びに所有が、その科学施設が所在する国の法律に準拠して行われる。 I. 附属書Ⅰ掲載種の全標本が、科学施設の直接の規制のもとで恒常的かつ集中的に所蔵され、そのような標本が、条約の原則と矛盾する装飾、トロフィー又はその他の目的での使用さを排除するような方法で管理される。
---	--